

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2713号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 山中昭栄：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

のんぼり洗い(愛知県)



もくじ

随 想	情 報	情 報	政 策	論 説
空港と歩んだ半世紀……………	集落営農組織と今後の方向に関するアンケート調査……………	町村Navi……………	「国と地方の協議の場」法案を閣議決定……………	都市と農山村の関係の再構築と森林の再生……………
				岩手大学農学部准教授 山本 信次(2)
				徳島県町村会長 松茂町長 廣瀬 憲発(11)
				(8)
				(7)
				(5)

閑話 休題

町や村に「憲法」があるのは、おかしいか？

九州大学大学院法学研究院教授 木佐 茂男

ある自治体が継続的に行っている調査を基礎として判断すると、国内で制定された自治(まちづくり)基本条例数は、2010年の3月議会が終わると2000を超すように思える。制定途上の自治体も多いことから、自治(まちづくり)基本条例を制定する基礎自治体は1割を超えることとなる。この新しい型の基本条例の法的性質について議論が続いている。

ここに来て、2009年夏の政権交代により、政府が2つの地域主権に関わる基本法を制定すると言い、作業が始まっている。国のレベルで地方政府基本法があつていいのか、それは通常の法律と上下関係があるのか。また、国内で町や村が自治(まちづくり)基本条例を作ること自体が問題なのか。それを「憲法」とか、「最高規範」と言っているのか。

翻って考えてみると、どのような組織・団体でも定款・規約・規則・学則などの名称でその組織の最高ルールを持っている。基本ルールがないのは自主研究会とかボランティア団体の一部と日本の自治体くらい

であろう。日本の地方自治体は、その組織基本規範を持たずに仕事をしてきた。「何とかの七不思議」の一つに挙げてみよう。定款もなしに自治を行えたのは、地方自治法や地方財政法が子細に自治体の制度と議会などの運営方針まで定めており、一見、自治体ごとに独自の規定を置く必要がないと、自治体側が勝手に思っていたからである。

スイスの市町村をランダムに調べると、かつても述べたが、ドイツ語圏の少なくないところでは、連邦、州、郡、市町村にも、連邦と同じ呼称の「憲法」がある。

日本政府が制定しようとしている地方自治基本法などは他の法律と同格になるのだろうか。先頃、地方行政検討会議で西尾勝委員から、憲法を実施する法律として別格扱いをしてもいいのでは、このことは地方自治体にも当てはまるのでは、という意見が出された。各地で「まちの憲法」や「最高規範性」の議論で苦しんでいる方々にとって、大いなるヒントになるであろう。

写真募集

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付して下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先:全国町村会・広報部

視 点

都市と農山村の関係の再構築と森林の再生

—森林ボランティアを中心に—

岩手大学農学部准教授 山本 信次

1. 都市—農山村—森林の 関係と森林荒廃

我が国における森林と人間のかかわりを考えるとき、多くの人は森林が存在する地域である農山村住民と森林との関係を想像するだろう。農山村住民の多様な森林利用が多様な森林をかたちづけてきた里山の景観がその代表である。しかしながら、この理解は一面的ではない。

キノコ・山菜の採取などは別として、木材はその長大さと重量から運搬に多大の労力を要するものであり、近世までの人工造林地帯は大阪・京都などの関西都市圏に隣接する吉野林業や江戸に直結する青梅林業といった大都市近郊に形成されるのが通例であった。また炭にしても、煙や火の粉が出ないとい

いった炭の特性は狭い室内で火を用いるを得ない都市生活者のための、まさに都市型燃料であり、軽さという運搬の容易性を活かして、人工造林地帯の背後の、これまた都市近郊で生産され、都市に搬入されたものであった。

このように林産物利用に着目すると、かつてはある地域にどのような森林が存在するかということは、農山村住民の生活のみならず、消費地としての都市と強く関連していたのである。

こうした関係は第二次世界大戦後に急激に変化する。

第二次世界大戦後の木材生産偏重による急激な人工林増加は国内の原生的自然林や里山の減少を招き、生態系の多様性喪失の問題を生じさせたとして指摘されることが多い。さらには、こ

うした批判を受けつつも造成された人工林は手入れ不足となり、また人為による定期的な攪乱により生態系が維持されてきた里山も遷移の進行に伴い希少種の減少を招くなど、人間と森林の関係の希薄化が招く森林の荒廃も生じている。しかしながら世界的な森林破壊の状況から考えれば効率的な木材生産による自給率の向上も求められており、人工林の存在は重要である。

我が国の森林が抱える問題はこうした、時に相反する多様な課題を同時に解決しなければならぬところに困難がある。これらの問題を戦後の人工林造成過程からもう一度考えてみたい。

戦後の人工林の造成過程は主として①第二次世界大戦時の乱伐跡地への造林、②燃料革命による経済価値の低下した雑木林・里山の林種転換、③奥地

山岳の原生的自然林の林種転換に分けられよう。①については荒廃した国土の復旧に大きな役割を果たしており、その存在は重要である。②については、近代化の中での工業化や都市住民のライフスタイルの変化に農山村サイドが対応した結果であり、農林業関係者・農山村住民のみに責任を帰すことはできない。③については、紙パルプ産業の技術革新による奥地天然林未利用資源の原料化や国策としてのその利用推進という背景はありつつも、多くの場合国有林に存在した再生困難な原生的自然林の破壊を許容してしまった点で、林業技術者・林学関係者の責任が問われねばならないと考えるが、基本的には社会の近代化に対応したものであったことは②と同様である。

このように戦後の人工林造成は功罪

論 説



山本 信次 (やまもと しんじ)

1968年東京都生まれ。東京農業大学林学科卒業、同大学院博士後期課程修了、林学博士。東京農業大学副手・岩手大学農学部助手を経て、現在、岩手大学農学部准教授。

森林管理に関わる市民参加についての研究のかたわら、自ら都市住民に対する森林・林業についての普及啓発活動を展開している。森林は農山村から都市までを含む「流域社会」の共通財産であり、またその森林は山村に生活する方々による木材生産をはじめとした多様な森林利用によって維持されてきたものであり、都市住民はもっとその事実を認識し、森林保全に参加する必要がある」ということが活動の基本的モットーである。

具体的な活動としては、都市住民による放置林管理作業市民団体「浜仲間の会」第2代代表、東京都における森林保全市民団体のネットワークNPO法人「森づくりフォーラム」理事、「森林と市民を結ぶ全国の集い」の全国実行委員、東京都世田谷区と群馬県川場村の交流および森林保全のための都市住民参加活動「森林(やま)づくり塾」のコーディネーター担当などを行ってきた。

現在は大学演習林を利用した都市住民に対する森林・林業理解の場づくりを実践中であり、その延長として地産地消の家造り活動団体イーハトーヴの森と家づくりフォーラムの代表を務めている。

半ばするものであった。

特に重要なのは主として②の問題である。すなわち日本の森林がたどってきた変化は、森林を直接的に利用してきた農山村住民と都市住民との関係の変化によってもたらされているということである。戦前までは木材・薪炭・有機農産物・山菜・薬品といった、森林を直接あるいは間接的に利用した多様な産品が農山村―都市間を流通することで、農山村住民が森林と多様な関係を築き、結果として人工林や雑木林などの多様な森林が存在していた。ところが戦後、復興期から高度経済成長期にかけての都市部の旺盛な木材需要と石油化学製品の流入が都市と農山村の関係を木材供給に一元化してしまっ

た。それが農山村と森林の関係をモノカルチャー化させ、人工林造成が急速に広まった。その後、1960年の木材自由化が、木材供給という都市と農山村をつなぐ最後の糸を断ち切り、人工林の手入れすらままならないという今日の状況を生じさせたのである。今日、求められていることは「人間と森林の多様な関係」の再構築である。そしてそれは、都市と農山村の多様な関係すなわち「人間と人間の多様な関係」の再構築を通じてもたらされなければならない。いかにいえば、農山村と都市間の人間と人間の多様な関係の上に立った多様な森林づくりといえるだろう。

また人工林をいたすらに敵視し、生産と環境を相反するものと見るのではなく、林業の重要さを十分に認識しながらも森林利用を木材生産に突出したものとせず、多様な森林との関係の中に埋め戻していく作業が必要なのである。

人工林問題に代表される都市住民の考える自然保護観と農山村の実際の土地利用との軋轢は、こうした背景への相互理解の不在がもたらしているところが大きいといえるだろう。こうした中で都市の生活環境の悪化や都市住民の自然志向の高まりにより、アウトドアレジャーや環境教育・都市と農山村の交流といった都市住民の森林へかかわるうとする動きは年々増加しつつある。こうした動きは都市と農山村の相互理解の場足り得るであろうか。

2. 森林ボランティアの歴史と現状

森林ボランティアとは単純に言えば「一般市民の参加により、造林、育林などの森林作業(森林・林業に関する普及啓発として行うものを含む)を、ボランティアで行うこと」である。

こうした活動は当初、国家による国民動員型の「官製」ボランティアとして始まった。すなわち大正年間には「愛林運動」と、戦後その流れを汲んだ「国土緑化」運動である。これらは当時の文部省・農商務省・大日本山林会によって始められ、現在も「全国植樹祭」として引き継がれている。こうした活動は森林・林業の重要性を広く一般に浸透させることを基本理念にしているものの、あくまでも林業関係団体および中央官庁主導の中で開始された国家の視点から、緑化思想を浸透させるものであった。

こうした国家行政レベルでの認識に対して、森林ボランティアは変容を遂げる。高度成長期以降、官製ボランティアとは一線を画して森林に関わろうとする都市住民を中心とした市民運動があった。それらは自然保護運動として、原生林破壊などに対する「反対・抵抗・告発」型の運動を積み重ねてきた。こうした「反対・抵抗・告発」型の活動は知床や白神山地における伐採反対や

論 説

開発反対に象徴されるものであり、これらは社会に大きな影響を与え、貴重な自然の保護という意味では一定の成果を得た。しかしながら林業関係者や行政関係者といった他主体との関係は敵対的になりがちで、農山村住民と手を結び、森を守り、地域の人々が森とともに暮らせる社会を作り出すことはできなかった。

こうした反省の中で市民による活動は、いたずらな「反対・抵抗・告発」でなく、地元関係者や行政の執行権限を基本的に理解し、場合によっては連携しつつ、共通の目的達成のためにともに活動する形態へと成熟を遂げていく。

このようにして、自立的かつ成熟した市民活動としての森林ボランティアが登場してきたのである。こうした変遷の象徴的なケースが、森林ボランティアの草分けでもあるが、除草剤散布に反対する活動でもあった富山県の『草刈り十字軍』（1974年）の登場である。その後80年代半ばには、東京を中心とした活動（浜仲間の会・花咲き村等）が、雪害林分の復旧や手入れ不足の人工林に対する保育活動として登場してくる。

そして現在、森林ボランティア活動は、手入れ不足による人工林の荒廃や、燃料革命などによって放置された里山に対して、農山村サイドと協力して森

林の保育管理に参加するものが主流となっている。

また、戦後の森林政策、すなわち中央官庁による中央集権的な全国一律画一的な人工林造成施策が、木材自由化の中で破綻し、今や森林を保全するには、市民参加を前提として、地域の自然的・社会的条件に合わせた分権的な管理へと転換せざるを得なくなった。こうして行政と市民の関係は「上からの押しつけ」でなく「参加」がキーワードとなると同時に、都市と農山村の連携と参加に基づく森林保全活動が隆盛を迎えたのである。

林野庁の調査によれば、2008年時点で森林作業にボランティアとして参加する市民団体は全国で1863団体、1997年から6.71倍に急増している。

3. 森林ボランティアの社会的役割

森林ボランティアは、原生的ブナ林の再生や里山林・人工林の保育など多様に展開し、多様な森づくりの主体の一つとして成長しつつある。しかしそれでも、ボランティアによって保全しうる面積は、森林全体からすれば点に過ぎない。無論、管理を委託された森林については水準以上の作業をこなし、管理者としての責任を大いに果たしている団体も数多くある。だとして

も、すべての森林をボランティアで管理することは不可能である。逆に言えば都市住民が実際に「安価な労働力」として機能することは、ただでさえ低い林業の労働条件をさらに低い水準に固定することにつながりかねない。森林ボランティアを森林管理の労働力として過度に期待しすぎるのは適切ではない。むしろ森林ボランティアの社会的意義は、参加する都市住民が農山村住民との交流や森林作業体験などを通じて、森林に関わる問題を掘りおこし、それを一部の農山村住民や行政だけの問題でなく、自らのものとして捉え、その解決に向けた新たな活動へと発展させている点にある。

こうした新しい展開の例としては、東京の森林ボランティアグループのネットワークとして始まった「森づくりフォーラム」が挙げられよう。林業経営者や行政関係者とも連携しつつ、より多くの都市住民に対する大規模な普及啓発イベントを実施したり、森林・林業に関わる政策提言を行うなど、ネットワークの利点を生かした市民セクターとして発展したNPOである。また森林ボランティアグループとして始まった『浜仲間の会』の変遷も注目

に値する。参加者の問題の認識が徐々に深化するなかで、より多くの都市住民への問題提起を行うための林業地視察や講演会を行う組織として『東京の

林業家と語る会』を発足させ、さらにそこに集まった林業関係者・木材関係者・建築関係者・ユーザーらがネットワークを形成し、地場産材による産直住宅組織『東京の木で家を作る会』を誕生させた。さらにこの動きが全国に波及し『近くの木で家を作る』運動として都市と農山村を結び動きが全国で展開するようになっていく。

以上のように森林ボランティア活動の広がりは、より多くの都市住民への森林・林業問題の普及啓発を行うと同時に、国産材利用運動や森林政策のあり方を問う政策提言の動きへと発展するなど、都市と農山村・森林を結ぶ多面的な市民活動の母体となっている。

4. おわりに

市民活動としての森林ボランティアは、農山村と都市の関係の再構築を通じた多様な森づくりに向けた都市住民サイドの活動として大きな意味を持っている。森林保全はこれまで農山村住民だけに「押しつけられ」てきた傾向が否めない。市民参加すなわち都市住民の森林への積極的なかわりの発展を通じて、都市と農山村の連携が生まれ「みんなで森を守る社会」づくりを進展させることが、森林ボランティア活動が持つ大きな意義であるといえるだろう。

政 策

「国と地方の協議の場」法案を閣議決定

―国の施策の「企画・立案」段階から協議へ―

政府は3月5日の閣議で「国と地方の協議の場」に関する法案を決めた。今通常国会に提出する。法案は、「協議の場」では「国の施策の企画・立案」段階から関係大臣と地方六団体代表が協議することを明記。また、協議対象は国・地方の役割分担など幅広い分野を規定した。一方、「構成」では官房長官・総務相ら主要閣僚と地方六団体の各代表とし、地方側が「議長」への就任を求めた首相は「いつでも出席し発言できる」ことにとどめた。このほか、協議結果は国会に報告するとともに、協議が整った事項については「尊重」義務を課した。地方側が長年求めてきた制度であり、その実現は画期的だが、「協議の場」は運用次第で地方側にとっては「意向の反映」にも「国の言い訳」の場にもなりうる。さらに、地方六団体間や各団体間での意思統一も求められるなど、地方側も相当の覚悟が必要だ。

協議事項を示し首相が招集

法案は、その「目的」で「地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施」について関係各大臣と地方六団体代表が協議し、地域主権改革の推進と国・自治体の政策の効果的・効率的な推進を図るとした。「協議の場」では、国の施策の企画・立案段階から自治体側と協

議することが明記された。

一方、「構成」では、国側は官房長官と地域主権担当相、財務相、総務相、その他首相が指名する大臣、地方側は地方六団体の代表各一人とした。また、首相が国側委員から議長・議長代行を指定し、地方六団体側は互選で副議長を選出する。このほか、議長がその他の大臣や地方六団体関係者を参加させることができ

るとした。なお、地方側が参加を求めた首相は「いつでも協議の場」に出席し発言できる」こととした。

「協議の対象」では、①国と地方の役割分担②地方行政、地方財政、地方税制、その他地方自治③経済財政、社会保障、教育、社会資本整備その他の政策―に関する事項のうち「重要なもの」とした。

「招集」は、首相が「協議すべき具体的事項」を示して「協議の場を招集」する。また、他の議員も首相に「協議の場」の招集を要請できるとした。さらに、議長が「特定の事項に関する調査及び検討」を行うため「分科会」を開催できることも盛り込んだ。他の議員も分科会開催を議長に要請できる。

このほか、議長が協議の終了後に協議の概要をまとめた「報告書」を国会に提出することを義務付けたほか、「協議が整った事項」については協議の参加者に「協議の結果の尊重」を課した。併せて、議長に関係省庁や地方自治体に資料提出の要求

ができるとしたほか、国と地方の「対等」を強調するため「協議の場の運営経費」を国・地方が「割り勘」で負担することも付け加えた。

協議対象は包括的に幅広く規定

今回の「協議の場」法案の一番の特徴は、国側と地方側の各代表による事実上の「国と地方の協議の場」で起草されたことだ。昨年11月に鳩山内閣の下で初の「国と地方の協議」が開催されたが、同席で地方側が「協議の場」法制化に向けた作業チームの設置を提案。これを受けて、政府側から松井孝治官房副長官・逢坂誠二首相補佐官ら5人、地方側から山田啓二京都府知事、倉田薫大阪府池田市長、古木哲夫山口県和木町長の3首長による「実務検討グループ」を発足させ、具体的な制度化を協議。その合意事項を踏まえて、政府が条文化した。「内閣提出法案を国側と地方側が首相官邸で同じテーブルに着いて検討したのは歴史上初めて」（逢坂補佐官）のことといえる。

また、条文にもいくつかの工夫がみられる。

まず、「構成」では、国側の代表を「主要閣僚」とし、敢えて国交や厚労、文科、農水など事業官庁の担当大臣をはずした。前自公政権では、政府の地方分権改革を進める体制と

政 策

して設置した「地方分権改革推進本部」は全閣僚を構成員とした。一見、より積極的にもみえるが、その結果は全省庁がすべて賛成しない限りまとめることはできなくなる。現に、今回の法案作成は国側（内閣官房）と地方代表による「実務検討グループ」で進められたが、その間、省庁協議を抜きに進めた。松井副長官は、その理由を「各省協議をかけてガチガチの案を出したら話にならない。六団体も決議しないとテールにつけないとなると案にならない」と解説したが、全省庁が参画する各省協議では1省でも反対すればまとまらないのが、これまでの実態だ。

一方、「構成」では地方側は「国と地方は対等」を実現するため首相を議長とするよう求めたが、政府側は「政府には政府全体を代表する首相がいるが、地方には地方全体を代表する者がいない」とことなどを理由に拒んだ。結局、首相が議長等を指定、「協議の場」を招集するなど首相の「関わり」を増やしたほか「いつでも出席し発言できる」「ことも法文上に明記した。政府側は、「我々の意図は、総理を出したくないことは全く無い」（逢坂補佐官）と主張するが、機微にわたる調整も浮上することが予想される「協議の場」に首相が公式メンバーで入ると融通が利かなくなる

ことを危惧したものとみられる。

また、焦点となった「協議の対象」だが、地方側は第一回「実務検討グループ」で「ありとあらゆるものが含まれてくる。できるだけ幅広く議論の対象としたい」（山田知事）として詳細な14項目にわたる事項を提示。古木町長は「農林水産業、地域振興、あるいは住民生活に直接影響を及ぼす事項が協議対象から外されない」よう要請した。これに対し瀧野欣彌官房副長官は「前もって森羅万象を書いておくことは難しいし、むしろ議論を狭めることになる。包括的な形にして機動的にできる方がいい」と提案した。

その結果は、「国と地方の役割分担」など3事項のうち重要なものの包括的な規程となった。「実務検討グループ」の最終会合で、古木町長が改めて「協議対象には、地方側提案の14項目が全て入っている理解でいいか。市町村合併も含まれているか」と再確認。逢坂補佐官が「協議の場であり、お互いが話し合おうとなれば広い範囲で対象になる。合併や地域振興の問題も出たが、当然対象になると考えている」と回答した。

協議結果には尊重義務

「協議の場」法案は全10条の簡単な法律だが、今後、地方自治に影響

を及ぼす国の施策は「企画・立案」段階から地方と協議してから進めることになるだけに、その意義は大きい。ただ、今後の運用では課題も予想される。

2006年の地方自治法改正で、すでに「地方六団体への情報提供」が制度化された。自治体に新たに事務・負担を義務付ける施策を立案する場合、各大臣がその内容事項を地方六団体に知らせる措置だ。現在も、同制度に基づき各省庁から多くの情報が地方六団体に提供されている。

しかし、先の「子ども手当」では関係省・大臣間の折衝で急ぎょ児童手当との併給が決定した。それどころか、毎年度の「地方財政の姿」を決める地方財政対策も年末の総務・財務両省の「数日間」の折衝で決まり、地方側は眺めているだけだ。

今後、このような課題も「協議の場」の対象となりうる。当面、「子ども手当」をはじめ「一括交付金化」「義務付け枠付け見直し」「出先機関改革」「地方政府基本法」（地方自治法抜本改革）などが「協議の場」の俎上にのぼることになるろう。

協議結果がどのようなものになるにせよ、「地域主権」を二丁目一番地に掲げる鳩山政権だけに、政府にとって「協議の場」の存在は相当の

重圧になることは間違いない。同時に、「地方側にとっては諸刃の剣だ。これまでの陳情型なら実現しなくても『政府の責任』と言えばよかったが、今後はここで提案したことは我々自身にもどってくる」。山田知事が「実務検討グループ」の席でこう吐露したように、そこでの合意事項は地方側も責任を負うことになる。「協議の場」が、「地方も参加して決めたこと」と国側の都合のよい言い訳に利用されないよう今後の運営では全自治体が監視を強める必要がある。

さらに、課題によっては地方六団体相互で利害が対立するだけでなく、都道府県・都市・町村の各団体がどこまで「協議の場」での合意事項を拘束できるかの課題が浮上することも予想される。

「今回の法律は画期的だ。しかし、入れ物を作ったが、どう運用していくかが一番重要だ。各省庁はどのくらい前向きに対応するかやってみないと分からない。地方側も枠組みができたからと安心しないでもらいたい」。『実務検討グループ』の最終回で瀧野副長官が地方側にこう注文したが、地方側も相当の覚悟をもって臨むことが求められそうだ。

（自治日報記者 井田正夫）

情 報



宮城麻町
宮城麻町
定住促進へ転貸の地域
活性化住宅

町は、定住促進策の一環として町外の住民を対象にした「地域活性化住宅」の二次募集を行い、全30戸の入居者がほぼ決まった。県内を中心にした子どもを抱える若い世帯が転入、町の人口は約100人も増加する。

同住宅は、町の活性化を目的に、町外の住民で小学生以下の子どものいる世帯を対象に、民間活力を導入した良質な住宅を町が借り上げ、転貸するもの。家賃は月3万5,000円とした。応募条件は、子ども(末っ子が小学生なら中学生以上も可)がいる世帯で、町外に居住していること。また、「町民運動会など町の行事や道路清掃などに参加すること」も条件に加えた。なお、転入予定者の転勤等の事情変更で2戸が残っており「募集」継続中。

町では、満15歳までの医療費を無料化するなど「定住促進」子育て支援「健康増進」を3本柱にまちづくりに取り組んでおり、町担当者は、これらの環境整備が今回の定住促進につながったのではないかとみている。

埼玉美里
埼玉美里
マスコットの名称を
「ミムリン」に決定

町は、募集していたマスコットの名称を「ミムリン」に決定した。頭と体が町内で採れる果実ブルーベリーでできた鳥のマスコットの名称を募集したところ、153作品から「美里」を由来とするミムリンが選定された。ミムリンは今後、町のPRなどに活用されていく。

町のホームページによると、ミムリンは美里が誕生して55周年、村から町に代わって25周年を記念して誕生。目撃情報によると、誰にでもやさしく、ちよっとのんびり屋さんだけど、町に生息し、町のみんなを温かく見守っているという。HPではミムリンが「これからは私の住んでいる美里町を世界にアピールしながら、みなさんの前にちよくちよく顔をだそうと考えています。その時はごうぞうしく〜」と挨拶している。

知東
知東
農学校受講者を募集

町は3月26日まで、2010年度の「こつこう農学校」の受講者を募集している。農業の学習と体験を通して多様な農業者

を育成し、農業を活性化させるのが狙い。募集コースは、「春夏露地野菜つくりコース」「秋冬露地野菜つくりコース」で、両方とも受講することが必要。受講期間は「春夏露地野菜つくりコース」が4月から7月、「秋冬露地野菜つくりコース」が8月から11月まで。野菜栽培の基本的知識に関する講座が毎月1回、土づくりから収穫まで野菜の栽培技術に関する実習農園での研修が月4回行われる予定。定員は20名。応募者が定員を超えた場合は、今後新規就農や農業経営を計画している人を優先する。それでもなお超えた場合は公開抽選する方針だ。

兵多
兵多
おもしろ算数・数学
講座を開催

町は2月20日、算数・数学のおもしろさを町民に伝えるため、隣接している西脇市の高校を卒業した白井三平大阪大学教授など3名の数学者を招いて「おもしろ算数・数学講座」を開催した。

同講座は、「小学5年生くらい以上」の町民を対象に行うもので、今回が14回目の開催。参加費は無料で、今年度の講座には約70人が参加した。町は2005年に中町、加美町、八千代町が合併して誕生。算数・数学講座は、旧八千代町が元々実施していたものを継続して開催している。昨年までは、紐を使った謎解きや折り紙を使った多面体の作製などに挑戦した。

講座では、白井教授のほか、足利正東北学院大学教授や大淵朗徳島大学教授が問題を出題。時計や五角形を用いた問題、図形の規則を見つける問題などが出される。

岡山
岡山
「森の町内会」で企業
と協定締結

村は、間伐材を有効利用する「森の町内会」協定を環境NPOオフィス町内会、日本製紙(株)と締結した。

「森の町内会」は、森と企業を結びつけ間伐の実施から間伐材の利用までをつなぐ新たな仕組み。2005年に岩手県岩泉町で初めて実施された。間伐材を活用した印刷用紙を「間伐サポーター」企業が、環境貢献の一環として間伐促進費(1キロ当たり15円)を上乗せして購入する。企業は印刷物にロゴマークを付けるなど「環境への貢献」をアピールできる。

村では、すでに「100年の森構想」の一環として「森林管理協定」で村が森林所有者の森林を預かり森林組合が施業する取組を進めている。しかし、間伐材の伐採・処理までには1立米当たり約1万2,000円かかるが、間伐材の市況価格は約3,000円程度。今回の協定により日本製紙が森林組合から間伐材を市況価格プラス間伐促進費(1立米当たり8,350円)で買い入れることから、ほぼ採算がとれる。このため、村では間伐促進がさらに進むものと期待している。

集落営農組織と 今後の方向に関するアンケート調査

～肥料の高騰による支出増が課題～



農林水産政策研究所では、地域農業の維持・発展に大きな役割を持つ集落営農組織の経営について、より効果的な支援方策を検討する上での基礎資料とするため、このたび集落営農組織の状況等に関するアンケート調査を、農林水産省経営局の協力を得て実施した。

同調査は平成20年度に続いて2回目。調査対象となった集落営農組織は、水田・畑作経営所得安定対策に加入している集落営農組織の中から、地域分布、組織形態を踏まえ534組織を選定した。平成21年6月～8月に実施し、回答数は385件で有効回答率は72%であった。調査結果の概要は次のとおり。

調査結果の概要

1. 地域ブロック

アンケート調査に回答した組織について、回答数が多い地域は、東北86(22%)、北陸95(25%)、中国・四国51(13%)、九州72(19%)、その他81(21%)である。

2. 構成農家数

構成農家数規模別の割合では、20～30戸層、30～50戸層の割合がともに20%と最も多く、両者で41%となっている。10戸未満層に分類される小規模な組織が13%ある一方で、構成農家戸数100戸以上の大規模な組織も9%存在している。

3. 経営耕地面積

経営耕地面積規模別の割合では、30～50ha層の割合が32%で最も多く、次いで、20～30ha層が25%、両者を合わせた20～50ha層の組織が57%と半数を超えている。

4. 経営経過年数

組織設立以後の経営経過年数別の割合では、設立後3年以下の組織が全体の67%を占めている。この中には、経営所得安定対策加入を視野に入れて設立された組織も多く含まれていると思われる。

5. 組織形態

組織形態別の割合を示すと、法人の割合が34%、特定農業団体が29%、特定農業団体に準ずる組織(以下「準ずる組織」という)が37%となっている。

組織設立後の経過年数別の分布を見る

と、設立後4年以上の組織の方が3年以下の組織に比べて、法人の割合が高く、特定農業団体及び準ずる組織の割合が低くなっている。このことから、設立後年数を経た組織ほど、特定農業団体や準ずる組織から法人へ移行する割合が高くなると考えられる。

6. 組織で販売している作物

組織として販売している作物では、米のみを販売している組織の割合が13%、米と麦が大豆を販売している組織が80%、米は販売していないが、麦が大豆を販売している組織が7%となっている。以上から、ほとんどの組織で米を販売していることが分かる。なお、米、麦、大豆の販売の有無に関わらず野菜・果樹・花きを販売している組織の割合は27%となっている。

7. 構成員が独自に販売する作物

構成員が独自に販売する作物では、水の割合が44%、野菜・果樹・花きが53%、畜産が15%となっている。多くの集落営農組織では、麦・大豆さらには米の販売は組織での扱いにし、野菜・果樹・花き、畜産等の集約作目は構成員個々の販売とするという棲み分けを行っている組織が多いことがうかがわれる。

8. 営農担当者

集落営農組織の営農を、特定の者(オペレータ)が主体に担っているのが、原則として構成員全員で共同作業を行っているのかについては、オペレータ等特定の者が主体となっている組織の割合は、全体では33%であるが、50戸以上の組織

情 報

では、その割合が5割に達している。このように、戸数規模が小さいほど特定の者の割合が低くなり、20戸未満の組織では、その78%が構成員全員での共同作業となっている。

9. 多角部門への取組み

組織が取り組んでいる農業生産以外の分野では、直売に取り組んでいる組織が13%、農産物加工が5%を占めており、「その他」を含めて何らかの多角部門に取り組んでいる組織の割合は全体の19%となっている。また、「今後、加工・直売に取組む」とする組織も20%を占めている。

多角部門への取組み状況を組織形態別に示すと、「直売」「農産物加工」ともに法人組織での取組み割合が高く、それぞれ23%、10%となっている。また、法人組織では「今後、加工・直売に取り組む」とする割合も相対的に高く、22%となっている。

10. 財務諸表の整備状況

財務諸表は、単式簿記により収支計算書のみを作成している組織、複式簿記により損益計算書と貸借対照表を作成している組織などがある。

貸借対照表については、全体で76%の組織で作成されており、特に法人ではほぼ100%の組織で作成されている。

11. 収入額・決算状況

(1) 収入額

全体では、1,000~3,000万円円の割合が一番高く34%となっている。次いで、3,000~5,000万円円が

27%、5,000万円以上が23%と続いている。

これを経営耕地規模別に見ると、規模階層の上昇に応じて収入額規模も上昇している。10ha未満層では「500万円未満」と「500~1,000万円」、10~20ha層と20~30ha層では「1,000~3,000万円」、30~50ha層では「3,000~5,000万円」、50~100ha層と100ha以上層では「5,000万円以上」の割合が、それぞれ高くなっている。

(2) 決算状況

全体では、「黒字」の組織の割合が67%、「差し引きゼロ」が18%、「赤字」が11%、「わからぬ」が5%となっている。これを組織形態別の割合で見ると、法人では黒字の組織の割合が80%と高く、他方で赤字の組織の割合も15%となっている。特定農業団体および準ずる組織では、法人に比べ黒字ならびに赤字の組織の割合が低く、「差し引きゼロ」の割合がそれぞれ23%、29%と大幅に増えている。

決算状況を組織設立後の経過年数別に示すと、法人のうち、「黒字」であった組織の割合は「設立後4年以上」が85%、「3年以下」が75%となっている。一方、非法人では「差し引きゼロ」の組織の割合が、「設立後4年以上」で21%、「3年以下」で28%となっている。傾向としては、設立後の経過年数が長い組織ほど、「黒字」の割合が高く、収支をバランスさせている「差し引きゼロ」の組織割合が低くなっている。

(3) 決算黒字額・赤字額

平成20年度の決算状況では、黒字額が

100~300万円の組織の割合が最も高く27%となっている。これに、50万円未満(18%)、300~500万円(15%)、500~1,000万円(15%)と続いている。他方で、決算が赤字であった組織については、その赤字額を示すと、赤字額が50万円未満の組織の割合が最も高く41%となっており、これに100~300万円が24%で続いている。

(4) 収支状況の変化

平成20年度の決算状況について、平成19年度との比較判断し、「改善した」とする組織の割合が53%、「変わらぬ」が26%、「悪化した」が13%、「設立直後で比較不能」が8%となっており、「改善した」とする組織が過半を占めている。

理由 (5) 収支が改善した理由、悪化した理由

収支が改善した組織における理由として、回答数の多い順で見ると、「作物の作柄が良かった」、「生産コストが減少した」、「経営面積が増えた」、「構成員に対する労賃払いを少なくした」、「構成員に対する地代を少なくした」となっている。

他方、収支が悪化した組織では、「生産コストが増加した」、「作物の作柄が悪かった」、「経営面積が減った」、「構成員に対する労賃を多くすぎた」、「構成員に対する地代を多くすぎた」の順となっている。

以上から、収支が改善した組織が多かったのは、作柄良かった組織の割合が高かったことが一番の理由として考えられる。また、平成20年度に肥料価格等の高騰があったにもかかわらず、収支が改善した理由として「コストが減少」を挙げているところも32組織あったことが

ら、これらの組織では、肥料価格等の高騰による影響がありつつも、組織的な取組みによるコスト削減効果があったと考えられる。

12. 運営上の課題とその対応

(1) 運営上の課題の有無

平成20年度の組織運営の状況について、「円滑に運営できた」組織の割合が41%、「課題は様々あったが、何とか克服できた」が52%となっており、他方で、「解決できない課題があり、円滑に運営できなかった」の割合が7%となっている。

(2) 運営上の課題

どのような課題があったのかについては、肥料価格等の高騰を背景に「肥料代の高騰などで、思ったより支出が多かった」が70%と突出し、さらに「作柄が悪く作物の販売量が十分確保できなかった」が31%で続いている。また、「機械・施設の導入などで資金繰りに苦労した」(27%)との回答に見られるように、「組織として機械・施設の導入を進めつつ、その資金繰りに苦労している組織も存在する」。

他方、「収益向上等のための新規作物・多角化部門の導入ができなかった」(27%)、「作付地を団地化し作業を効率化させることができなかった」(21%)などのように、組織の生産部門の発展や団地化による効率的生産の追求を想定しつつ、実現できないでいる苦労が見て取れる結果となっている。

その組織運営上の課題について、「肥料代の高騰などにより、思ったより支出が多かった」、「作柄が悪く作物の販売量が十分確保できなかった」、「機械・施設の導入などで資金繰りに苦労した」は経

過年数が長い組織の方が回答割合が高くなっている。一方、「作付地を団地化し作業を効率化させることができなかった」、「各構成員の役割分担を決めるのが難しかった」、「構成員個々の機械が処分できず、機械の効率化ができなかった」、「やはり個人経営が良い」という声が多く、経営方針が決まらなかった」などは経過年数の短い組織での回答割合が高くなっている。

(3) 経営課題に関する状況変化

平成19年度に比べて課題が改善されたかどうかでは、「前年度より改善した」組織の割合が29%で一番多く、「前年度よりさらに課題が増えた」26%、「変わらない」27%、「平成19～20年度に設立されたので比較できない」18%と続いている。

13. 経営の法人化

(1) 法人化のきっかけ(法人のみ)

法人組織(141組織)について、法人化したきっかけを複数回答で示したところ、「集落内に担い手がおらず、将来にわたって永続的に地域農業・農地を守る担い手となる必要があったため」が67%で最も多くなっている。その回答と重なりつつ、他方で「コスト意識を高め、経営を効率化するため」(41%)、「社会的信用を高めるため、経営の多角化など積極的に経営展開するため」(31%)といった回答も多く、法人化を契機に経営効率化や多角化を目指す組織も3～4割あることがわかる。

そして、「市町村、JA、普及など関係機関の指導があったため」が66%を占めていることから、法人化には関係機関の働きかけが大きく関わっていることが

うかがわれる。

(2) 法人化して良かった点(法人のみ)

法人化して良かった点については、最も回答率が高いのは、「地域の農家に認められ、作業受託、農地の引き受けが拡大しやすくなった」(58%)であり、この背景には、地域農業・農地を守る担い手となった等の集落営農組織が、法人化することで地域の農家に認められたという側面と、法人化することによって組織として借地等の農地取得が可能となったという側面があると考えられる。このほかの回答を見ると、「財務諸表を整備することにより、経営の見通しが立てやすくなった」(55%)、「経営が効率化された」(46%)、「金融機関への融資相談がしやすくなった」(21%)、「販売先が確保しやすくなった」(13%)など、法人経営になることによるメリットが挙げられている。また、「雇用による人材確保ができるようになった」が10%あるが、具体的に、法人化して経営を確立し、雇用条件の整備や所得を確保する中で、人材の確保が可能となった事例などが想定される。

(3) 法人化の見通し、予定している法人形態(非法人のみ)

任意組織(243組織)の組織の法人化の見通しに関しては、「計画通り法人化する」が25%、さらに「計画を前倒しして法人化する」が5%あり、3割の組織が計画通り、あるいは計画を前倒しして法人化すると回答している。他方、「計画は延長するが、将来は法人化する」(41%)と「検討中」(22%)とで63%を占めており、法人化に向けた組織内の取組みや意向調整に苦勞している組織も多いことがうかがわれる。このほか、「他

の組織と合併して法人化する」という組織が4%ある。

(4) 法人化する際の不安(非法人のみ)

法人化に当たっての不安については、「法人経営できるような人材の確保ができない」、「経営が赤字になるかもしれない」といった回答の割合が高く(それぞれ55%、54%)、人材面、経済面の不安が大きいことがうかがわれる。次いで「消費税・法人税を支払うのが大変」(46%)、「消費税等税務手続きが大変」(40%)という税金問題を法人化への不安として挙げている組織が多くなっている。一方で、「法人化の手続きが難しい」という手続き論を挙げている回答が28%、さらに、「いったん法人化すると解散しづらくなる」という回答も28%ある。

法人化に当たっての不安を組織設立後の経過年数別に示すと、経過年数が3年以下の組織では、「法人経営できるような人材の確保ができない」、「経営が赤字になるかもしれない」といった人材面・経済面での不安が多い。逆に、経過年数の長い4年以上の組織では、「消費税等税務手続きが煩雑」、「消費税・法人税を支払うのが大変」といった実務面での不安が多い。

14. 今後の展望

(1) 今後の経営改善に向けた取組み

今後の経営改善に向けた取組みについては、新規の取組みのうち回答割合の高い項目は、「経営面積を拡大する」(38%)、「新規作物を導入する」(33%)、「消費者等との直接販売に取り組む」(29%)、「特別栽培米等の付加価値を高めた農産物の生産に取り組む」(28%)となっている。このほか、「農薬、肥料の共同購入量を

増やす」(21%)、「構成員個々の機械を処分し、機械の効率化を図る」(21%)といったコスト低減や効率化に向けた取組みについても2割以上の回答があった。

今後の取組みについて経営面積規模別に示すと、「経営面積を拡大する」、「直販・加工に取り組む」は経営面積の小さい組織の方が回答率が高まっているのに対して、「機械処分・共同購入で効率化」は経営面積の大きい組織ほど回答率が高い。

今後の取組みについて組織形態別に示すと、「法人▽特定農業団体▽準ずる組織」の順に回答率が高くなっている取組みと、その逆の傾向を示す取組みがある。前者の取組みは「経営面積を拡大する」、「新規作物・特裁米に取り組む」、「直販・加工に取り組む」といった新たな経営拡張や新規の取組みに関するものであり、後者の取組みは「機械処分・共同購入で効率化」や「未定(現状維持)」である。

このように法人化された組織で、より積極的な取組みが行われていることから、「法人化」が集落営農組織の最終目的ではなく、経営の安定化・発展に向けた契機であったり、通過点であることがうかがわれる。

(2) 今後の取組みに関する不安

今後の取組みに関する不安では、機械購入等と関わる「設備投資など多くの資金が必要」が63%と最も多く、次いで新規作物の導入や加工の取組み等に関する「販路開拓が難しい」が57%となっている。これらに、「生産・販売担当などの人材がいらない」(43%)、「農産物の生産・加工の技術が乏しい」(29%)といった回答が続いている。

随 想

随 想

空港と歩んだ半世紀

徳島県町村会長
松茂 町 長 廣 瀬 憲 発



松茂町は空港の町である。そして、「空と海が輝くみどりの臨空都市」が、わが松茂町の町づくりの理念である。

今から約五〇〇年前、吉野川河口に沖積した砂州を拓いたのが、我が町の始まりである。以来、旺盛な開拓精神をもって低湿地帯での水とのたたかいに挑みながら、確かな村づくりを続けてきた。現在、人口一五〇〇〇人、各次産業が調和的に展開し、町民の所得は県下で最上位である。福祉の町、教育の町を標榜している。

この松茂町の発展の象徴的存在が徳島空港である。

第二次世界大戦の最中、昭和一七年四月、松茂村の半分近くの面積を専有して開墾した旧海軍飛行場は、終戦後、滑走路周辺を残して、元の地主や入植者に払い下げられた。代々続いた私の家もこの飛行場開設

の区域内にあり、一旦、隣村(現在の徳島市川内町小松)へ移転し、昭和二四年、元の地「住吉」に還ってきた。

昭和三三年、海上自衛隊徳島航空隊が、払い下げた土地の一部を再収用して立地し、開隊した。その再収用の区域内にあった私の家屋敷は再移転を余儀なくされ、滑走路を挟んだ北側「満穂」へ転居した。昭和三六年、私は松茂町職員になった。

徳島空港は、昭和三七年、この旧海軍飛行場の跡地に開港した。自衛隊が使用している一五〇〇mの滑走路を持つ徳島飛行場が運輸省告示第三七八号によって公共飛行場に指定されたのである。

最初に就航したのは三八年一月、日東航空の「大阪→徳島→高知」間定期便、コンベア240・四〇人乗り。続いて、三九年八月、日本国内航空「東京→徳島」間定期便。四

一年一〇月には、徳島空港ターミナルビルが完成し、空港機能が整備された。

五六年八月には、ジェット機の就航に備えて、滑走路を二〇〇〇mに延長する第1次徳島空港拡張事業に着手し、六二年四月に完成。翌六三年四月に、日本エアシステム「徳島→大阪」間にA300型ジェット機(二八一人乗り)が就航した。ここでも、我が家が拡張整備工事の区域内に在り、再再移転ということになった。

この事業の展開に当たって、用地買収や騒音問題、移転費用などについて関係者と直接交渉するのは県の担当者であったが、当時、空港問題を担当していた課として、私はよく交渉に同席した。

平成元年から二年にかけて、新徳島空港ターミナルビルと五三〇台収用できる駐車場が完成した。平成六年十月に「徳島→福岡」間、続いて全日空「徳島→東京」間の初就航があり、翌七年には、徳島空港年間利用者一〇〇万人突破という朗報を聞くまでになった。

その後は国内経済の状況、高速道路の通行事情の影響で航空機利用客数や貨物の量に著しい変化があり、路線も「徳島→札幌」間、(季節運行)

「徳島→名古屋」間の就航、航空会社も全日空の撤退スカイマークエアラインズの参入と撤退と、めまぐるしい動きがあった。特に明石・鳴門架橋ルートの開通によって利用客が激減した「徳島→大阪」間の便が廃止されたことは印象的であった。

第2次徳島飛行場拡張整備事業は、平成一三年八月に始まった。

海を埋め立てて二〇〇〇mの滑走路を二五〇〇mに延長し、同時に、ターミナルビルの新築、移転、廃棄物処分場、流域下水道処理施設、海浜公園など、周辺整備をする大事業である。

平成一四年五月、時の徳島県知事が進行中のこの工事の中止命令を出した。私は地元の町長として、これに抗議し、知事裁定の不当性を訴え、決定を覆らせた。そして、今年四月にめでたく完成する予定である。

これが、私の公職生活と重なる徳島空港の半世紀である。そして、私は今も空港から離れがたく(？)、発着のジェット機が頭をかすめるほどの近くに住んでいる。

今日も、月見ヶ丘海浜公園に遊び、子どもたちの未来への希望を乗せたジェット機が、早春の空へ発っていく。……松茂の空である。

TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさ心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとまめ、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>



土・日・祝日は
リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。
禁煙ルームをご用意しております。



洋室シングル

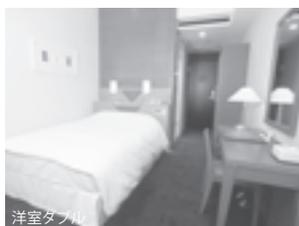
シングル 119 室
平日料金 9,817 円より **SINGLE ROOM**

金曜日料金

15% OFF 8,344 円より

土・日・祝日料金

20% OFF 7,854 円より



洋室ダブル

ダブル 12 室
平日料金 13,282 円 **DOUBLE ROOM**
(2名利用) ※1名利用の場合 11,072 円

金曜日料金

15% OFF 11,289 円
※1名利用の場合 9,326 円

土・日・祝日料金

20% OFF 10,626 円
※1名利用の場合 8,778 円



洋室ツイン

ツイン 17 室
平日料金 18,480 円より **TWIN ROOM**
(2名利用)

金曜日料金

15% OFF 15,708 円より

土・日・祝日料金

20% OFF 14,784 円より



会議室・宴会場

2階には広さと設備が多様な、大小4つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00
ティータイム 14:00 ~ 17:00
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30
(14:00 ラストオーダー)
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03(3581)0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

ご宿泊の予約が、全国町村会館の WEB からお申し込みいただけます。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3 番出口徒歩 1 分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩 5 分
- タクシー東京駅から約 20 分

